

特集 ここがポイント!! 太陽光発電の新たな買取制度

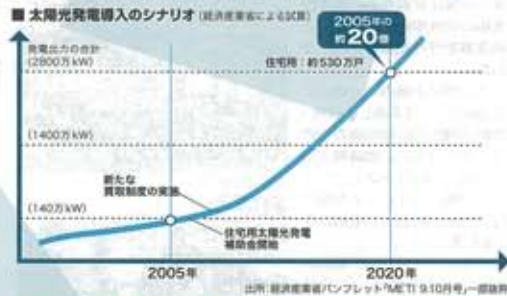
11月1日から太陽光発電の新たな買取制度がスタートします。同制度は7月に国会で成立した、いわゆる「エネルギー供給構造高度化法」を根拠に導入されるものです。これまで国による買取制度小委員会が制度の詳細について検討が続けられ、8月31日、政府は制度導入を発表しました。今回の特集では、買取制度導入の背景や制度の概要、当社の対応について詳しく紹介します。

キーワードは3つ!

- ① 対象は余剰電力 ② 期間は10年、買取価格は固定 ③ 全員参加型

Q1 なぜ今、買取制度なの?

A1 低炭素社会を実現するために、発電過程でCO₂を排出しない太陽光発電の普及拡大が期待されているためです。政府が掲げた、2020年に現在（05年比）の太陽光発電の導入量を20倍に増やすという目標が制度導入の背景にあります。政府は同制度の導入により、低炭素社会の実現だけでなく、関連する産業が多い太陽電池産業の発展を通じ、雇用拡大など大きな経済効果も期待しています。



Q2 買取りの対象は?



A2 **買取対象**

- 余剰電力 自家消費を超える「余剰電力」に限定します。
- 住宅&非住宅 住宅だけでなく、学校、事務所、工場等も対象になります。
- 自家発電設備等併設(ダブル発電) 自家発電設備等設置の場合も対象になります。

買取対象外

- 発電事業目的 太陽光発電設備容量が500kW以上の場合などは「発電事業目的」となり、対象になりません。

Q3 いくらで買い取るの?

A3 **住宅用** 48円→24円程度 **非住宅用** 24円→12円程度

初年度の買取単価は、現状の発電・導入コスト、投資回収年数、国および自治体における導入補助金などの財政支援の水準などを踏まえ、現行の概ね2倍。お客さまの太陽光発電設備容量や太陽光発電設備以外の自家発電設備等の併設により、買取単価が異なります。

■ 新たな買取制度における買取単価(初年度)

区分	住宅用(60V)		非住宅用(高圧・特別高圧)	
	太陽光発電設備容量	自家発電設備等併設の有無	太陽光発電設備容量	自家発電設備等併設の有無
10kW未満	48円	39円	500kW未満	24円 20円
10kW以上	24円	20円	500kW以上	対象外

(円/kWh、消費税等別添を含む) (円/kWh、消費税等別添を含む)

check it out!

- 「太陽光発電設備容量」とは、太陽電池の定格出力とインバータの定格出力のうち小さい方の値となります。
- 「自家発電設備等併設の場合」とは、太陽光発電設備以外の自家発電設備等(燃料電池、ガスエンジン、蓄電池等)を併設されており、かつ、当該設備から発生した電気による関西電力の電力系統への送電がない場合、当該設備の併設によって太陽光発電設備から発電された電気の定増量が増加する場合は除く。
- 太陽光発電設備容量が500kW以上500kW未満のお客さまは、関西電力との電気供給契約における契約電力と太陽光発電設備容量との比較で、買取対象となる場合があります。
- 新たな買取制度では、買取単価に燃料費調整制度は適用いたしません。
- 太陽光発電設備を設置される場合の申込み手続きは「連系申込」「設備納付」「契約締結」「買取開始」「納付・支払」の流れとなります。
- 平成22年3月31日までに当社に申込みをし、原則として3ヶ月以内に買取を開始するお客さまに対しては、初年度の買取単価を適用いたします。



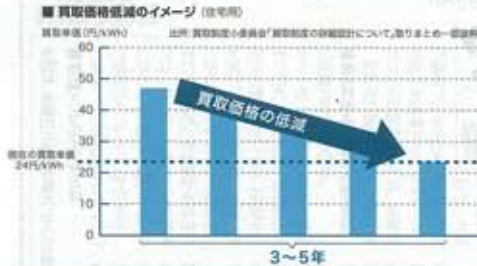
細矢委員からの資料 (11月9日)

Q4 買取単価はずっと同じなの?



買取単価 ●10年間継続

買取単価は、買取開始年度に適用される単価が10年間継続されます。なお、単価は今後低減していくものとして、毎年見直しが行われることとされています。また、政府は3~5年以内にシステム価格を半額程度にすることを旨とし、太陽光発電を設置する者や製造・販売事業者、エネルギー関連産業などの今後の動向を踏まえながら設定していく旨を発表しています。



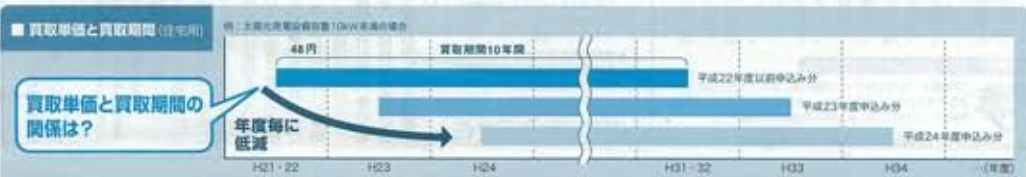
Q5 いつから開始? 期間は?



買取開始 ●平成21年11月1日
平成21年11月の検針日以降、適用開始となります。

買取期間 ●10年間
買取単価については10年間同一単価です。(太陽光発電設備容量を変更された場合は、買取単価が変更になる場合があります)

■ 買取開始時期および買取期間

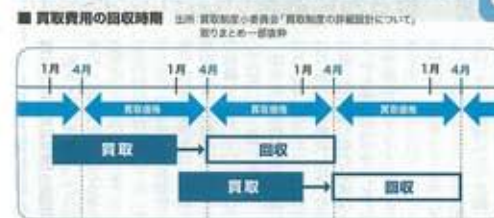


Q6 買取費用の負担、開始時期は?



費用負担 ●平成22年度当初実施予定

買取費用の負担は、国民の「全員参加型」とすることを前提に、全てのお客さまに、電気のご使用量に応じて広く薄くご負担いただくこととなります。ご負担における電気のご使用量当たりの単価は、毎年1月から12月までの1年間の買取総額を基に算定し、決定されます。



Q7 当社はどんな取組みをしてるの?



お客さま・従業員等への新たな買取制度の理解促進のためのツールとして、各種パンフレットを作成しています。また、同制度のさらなる理解促進のため、全社大での社内説明会も実施します。今後、太陽光発電普及促進のためには「行政」「太陽電池メーカー」「施工業者」「電気事業者」など全ての関係者がそれぞれの役割を果たすことが重要との認識のもと、行政と連携して広報活動を展開していくとともに、今後の大量導入に伴う「太陽光発電の連携申込み」「余剰電力の買取」「お客さまにご負担いただく手続き」等を確実かつ円滑に実施できるよう取り組んでいきます。

なるほど! そういうことだったのか。みんなにも教えてあげよう~っ!

★理解促進に向けたパンフレットぜひ、ご活用ください!!

★買取制度の詳細については [太陽光発電の新たな買取制度ポータルサイト](#) 検索

